令和８年度 家畜衛生推進会議
資料

日時：令和８年３月19日(木) 13:00～14:30

場所：日高生産農業協同組合連合会ビル３階 第１会議室

北海道日高家畜保健衛生所

連絡先　TEL：0146-42-1333 FAX：0146-42-0542
緊急連絡先（時間外・休日・夜間）TEL：0146-22-9030
※日高振興局総合案内

目　次

Ⅰ　令和７年度家畜衛生対策事業成績

１　予防課所管事業(家畜伝染病予防事業)　・・・・　P1～8
（１）牛のヨーネ病対策
（２）牛のブルセラ症及び結核対策
（３）輸入家畜の着地検査
（４）移入家畜の着地検査
（５）サルモネラ症防疫
（６）馬の伝染病防疫
（７）豚の伝染病防疫
（８）高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの防疫
（９）蜜蜂の腐蛆病検査
(10) 飼養衛生管理基準
(11) 伝達性海綿状脳症の防疫

２　指導課所管事業　・・・・　P9～13
（１）放牧衛生対策事業
（２）広報紙等による情報提供
（３）安全指導
（４）動物薬事
（５）獣医事

３　病性鑑定実施状況　・・・・　P14～15

Ⅱ　令和８年度家畜衛生対策事業計画

１　予防課所管事業　・・・・　P16～21

２　指導課所管事業　・・・・　P22

Ⅰ　令和７年度家畜衛生対策事業成績

１　予防課所管事業（家畜伝染病予防事業）

(1) 牛のヨーネ病対策

ア　定期検査（全国的サーベイランス、家畜伝染病予防法（家伝法）第５条）

期間　５年間で管内一巡（令和5～9年度）

対象　下記地域の24か月齢以上の搾乳牛、24か月齢以上の肉用繁殖雌牛

結果

		ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査		確定検査		患畜摘発	
		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
新ひだか町	乳用牛	16	676	6	7	2	2
	肉用牛	55	1,595	12	16	4	8
計		71	2,271	18	23	6	10

イ　ヨーネ病発生農場対策（家伝法第51条、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領）

ヨーネ病対策実施農場　6町35戸（R8.2.28現在）

同居牛検査の対象　6か月齢以上の搾乳牛、6か月齢以上の肉用繁殖雌牛

結果　ヨーネ病患畜を94頭摘発（R7.4.1～R8.2.28）

ウ　その他のヨーネ病患畜摘発

病性鑑定（移動牛の健康検査）　1頭

(2) 牛のブルセラ症及び結核対策

ア　清浄性維持サーベイランス（家伝法第5条、全国的サーベイランス、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領）

（ア）能動的サーベイランス（ブルセラ症及び結核）

対象　輸入牛、種雄牛（検査未受験及び種畜候補牛）

結果　実績なし

（イ）流死産サーベイランス（ブルセラ症）

対象　流産または死産した母牛

結果　実施3頭、陰性（R8.2.28現在）

(3) 輸入家畜の着地検査（輸移入家畜の着地検査実施要領）

ア　馬

（ア）輸入頭数

142 頭（R8. 2. 28 までに輸入検疫から解放されたもの）

	新冠町	新ひだか町	計
種雄馬	3	2	5
アメリカ		1	1
イギリス	2		2
オーストラリア	1	1	2

	平取町	日高町	新冠町	新ひだか町	浦河町	計
繁殖牝馬	7	32	16	20	18	93
アメリカ		21	13	11	8	53
イギリス	4	10	3	6	8	31
オーストラリア		1		3	2	6
フランス	3					3

	日高町	新ひだか町	浦河町	計
競走用	13	7	23	43
アメリカ	7	5	12	24
アラブ首長国連邦			1	1
イギリス	4	1	7	12
オーストラリア		1	3	4
サウジアラビア	1			1
香港	1			1

	日高町	計
乗用	1	1
ドイツ	1	1

（参考）過去の輸入馬頭数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
輸入馬頭数	183	180	134	183	144

（イ）輸入馬の精密検査成績

到着時と到着 1 か月後の検体（海外遠征を実施した馬については到着時のみ）

を用いて精密検査を実施。以下、R7.2.28 現在結果判明分。

馬伝染性貧血の抗体検査：全頭陰性
馬パラチフスの抗体検査
：繁殖牝馬１頭が到着１か月後に陽性、他全頭陰性
無症状のため、同居馬含め経過観察中
馬インフルエンザの簡易検査：全頭陰性
馬ウイルス性動脈炎の抗体検査：全頭陰性

イ　豚

（ア）輸入頭数

12 頭（R8.2.28 までに輸入検疫から解放されたもの）

種雄豚	えりも町	新ひだか町
カナダ	8	4

（イ）輸入豚の精密検査成績

豚熱の抗体検査：全頭陰性
オーエスキー病の抗体検査：全頭陰性

（4）移入家畜の着地検査（輸移入家畜の着地検査実施要領）

ア　牛

（ア）移入頭数（R8.2.28 現在）

	鹿児島県	宮崎県	福島県	岩手県	計
日高町	5				5
浦河町		3			3
様似町			8		8
えりも町				15	15
計	5	3	8	15	31

イ　鶏

（ア）移入羽数（R8.2.28 現在）

	埼玉県
新ひだか町	100

(5) サルモネラ症防疫

本症は、発熱、下痢、流産、子馬・子牛の死亡などを起こすほか、人にも感染し公衆衛生上も重要な疾病。発生時には地域へのまん延防止のため、自衛防疫組合と連携して農場の飼養衛生管理の改善指導、同居畜や環境の検査を実施。

今年度管内では本症発生なし。

(6) 馬の伝染病防疫

ア　馬鼻肺炎

日高家畜衛生防疫推進協議会の「馬鼻肺炎ウイルス流産防疫要領」に基づき、流産及び生後直死(出生日＋3日以内に死亡)した子馬の死体について検査を実施し、発生農場については、担当獣医師とともに15日以上の移動自粛要請及び現地防疫指導を実施。

令和8年分娩シーズンの馬鼻肺炎発生状況（R8.2.28現在）

	農場	10月	11月	12月	1月	2月
日高町	①			1	1	
	②				3	1
様似町	③	1				
浦河町	④				1	
	⑤				1	
	⑥					1
	⑦					1
	⑧					6
	⑨					4
新ひだか町	⑩				1	
	⑪					1
計	11戸23頭	1	0	1	7	14

（参考）過去の発生状況（H30 年分娩シーズンから妊娠馬に生ワクチンを接種）

分娩シーズン	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発生戸数	16	18	20	15	21	13	13	13	12	8	15	11
発生頭数	53	33	53	26	24	14	18	16	20	9	24	13

イ　馬伝染性子宮炎

日高家畜衛生防疫推進協議会の「馬伝染性子宮炎侵入防止・まん延防止対策事業」により、高リスク群に的を絞った監視サーベイランスを実施。令和 5 年度より乳母も対象に追加。

馬伝染性子宮炎 PCR 検査実施状況（R8. 2. 28 現在。全頭陰性。）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
国内初繁殖供用馬	1, 209	1, 165	1, 237	1175	923
有症状馬	310	316	307	378	279
種牡馬	387	382	396	371	384
乳母	対象外	対象外	4	5	8
合計	1, 906	1, 863	1, 944	1, 649	1, 594

ウ　馬インフルエンザ

馬インフルエンザまん延防止の基本方針に基づき、発生県からの導入馬を対象に抗原検査を実施。

2 戸 8 頭について検査を実施し、全頭陰性を確認。

(7) 豚の伝染病防疫

ア　浸潤状況確認検査

対象疾病

豚熱（北海道における豚熱及びアフリカ豚熱の清浄性維持のための対策に関する要領）

オーエスキー病（北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領）

対象農場　日高町 1 戸 15 頭

結果　豚熱の抗体検査：全頭陰性、オーエスキー病の抗体検査：全頭陰性

イ　飼養衛生管理の自己点検

対象　管内豚飼養農場

内容　2 月、5 月、8 月、11 月に飼養衛生管理基準のうち特に重要な 7 項目について自己点検を実施しその結果の報告を徴求。

(8) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの防疫

ア　定点モニタリング（家伝法第 51 条）

対象農場　家きん 100 羽以上を飼養する新冠町 1 戸

対象家きん　鶏（6 週齢以上）10 羽（4 月～9 月まで毎月 1 回）

結果　抗体検査全て陰性。

イ　飼養衛生管理の自己点検

対象　家きん 100 羽以上を飼養する 2 町 2 戸

内容　10 月～5 月に飼養衛生管理基準のうち特に重要な 7 項目について自己点検を実施しその結果の報告を徴求。

(9) 蜜蜂の腐蛆病検査（家伝法第 5 条）

対象　管内全蜂群

結果　発生なし

	戸数	検査群数	細密検査群数
浦河町	1	1	1
新ひだか町	4	227	83
計	5	228	84

(10) 飼養衛生管理基準

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のため、家畜所有者には飼養衛生管理基準の遵守と定期の報告が義務づけられている。

ア　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

飼養衛生管理の遵守状況の確認のため、農場への立入検査を実施。

	牛	豚	鶏	馬	めん羊・山羊
実施戸数	71	12	2	13	2

イ　家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理の状況に関する定期の報告

（家伝法第12の4条）

管内の主な家畜の飼養状況（基準日R7.2.1）

乳用牛・肉用牛

	乳用戸数	乳用頭数	肉用戸数	肉用頭数
日高町	49	4,541	37	2,851
平取町	7	665	18	1,054
新冠町	16	1,603	21	2,461
浦河町	7	334	35	1,236
様似町	3	59	3	143
えりも町			19	895
新ひだか町	18	1,255	63	4,320
総頭数	100	8,457	196	12,960

馬

	軽種戸数	軽種頭数	重種戸数	重種頭数	馬その他戸数	馬その他頭数
日高町	154	6,259	4	10	24	103
平取町	14	588	3	30	2	8
新冠町	80	2,679	5	38	11	24
浦河町	172	4,536	3	13	13	52
様似町	18	351			3	7
えりも町	3	36			4	16
新ひだか町	192	5,022	7	32	33	203
総頭数	633	19,471	22	123	90	413

豚・鶏

	豚戸数	豚頭数	鶏戸数	鶏羽数
日高町	4	767	5	87
平取町	2	8,011	3	1,651
新冠町	3	15,695	2	5,002
浦河町			1	23
様似町	1	22		
えりも町	1	3,019		
新ひだか町	4	10,763	1	30
総頭数	15	38,277	12	6,793

めん山羊

	羊戸数	羊頭数	山羊戸数	山羊頭数
日高町	7	223	5	460
平取町			1	2
新冠町			6	54
浦河町				
様似町	1	44		
えりも町				
新ひだか町	1	2	1	2
総頭数	9	269	13	518

(11) 伝達性海綿状脳症の防疫

ア　死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）実施状況（家伝法第5条）

対象　特定症状を示していた牛、起立不能等を起こす特定の疾患の牛

結果（R8.2.28現在）

	届出	陰性	検査不適
平取町	2	2	
日高町	8	8	
新冠町	5	5	
新ひだか町	4	4	
浦河町	4	4	
様似町	1	1	
えりも町	1	1	
計	25	25	0

イ　めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症（伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル）

対象　病性鑑定を依頼された18か月齢以上で死亡又はとう汰されためん山羊

結果　実績なし

2　指導課所管事業

(1) 放牧衛生対策事業

令和7年度は3町3牧野で延べ 205 頭を対象に、5月中旬の入牧から 10 月下旬の退牧まで延べ 12 回の検査を実施。また、事業とは別日等に病性鑑定として延べ1牧野 58 頭について検査を実施した。

令和7年度の成績の概要

ア　小型ピロプラズマ

新ひだか町では、昨年度と比較して小型ピロプラズマ陽性率が高く、貧血を呈する個体（以下、貧血牛）も増加。6～8月には重度寄生を示す貧血牛が多数みられ、速やかな治療や退牧等の対応が実施された。

様似町では、牧野を利用する農場が1戸増え、放牧頭数が増加。昨年度と比較して陽性率は同様であったが貧血牛が2頭認められた。

えりも町では、陽性率・貧血牛数ともに昨年度と同様であったが、重度寄生を示す個体が多く認められ、死亡牛もみられた。

今年度も昨年度と同様に6～8月にかけ気温が高い日が続き、牛体への暑熱ストレス及び媒介虫であるマダニの活動活発化の影響を受け、貧血牛が増加したと推察。月2回の殺ダニ剤塗布（特に夏季の重点的な実施）に加え、休牧・転牧によるマダニ数の減少や日陰の設置、新鮮な水の給与等の暑熱対策による牛のストレス軽減も重要である。

牧野名	年度	放牧頭数	検査回数	検査頭数	血液検査		
					小型ピロプラズマ		
					陽性頭数	陽性率(%)	貧血牛頭数
新ひだか町静内牧野	R3	84	6	119	49	41.2	4
	R4	85	6	113	49	43.4	3
	R5	105	6	79	33	41.8	6
	R6	86	9	115	49	43	20
	R7計	112	9	155	127	81.9	35
	R7追跡		6	97	70	72.2	6
	R7病鑑		6	58	57	98.3	29
様似町東平宇牧野	R3	24	7	95	57	60	4
	R4	21	6	93	50	53.8	1
	R5	12	5	50	18	36	2
	R6	9	3	27	14	52	0
	R7	25	3	38	19	50	2
えりも町東洋牧野	R3	120	5	94	78	83	24
	R4	80	4	81	73	90.1	36
	R5	100	4	81	68	84	27
	R6	100	3	74	56	76	30
	R7	100	3	70	55	78.6	27

※検査頭数及び陽性頭数は延頭数

※貧血牛：小型ピロプラズマ陽性かつヘマトクリット値 24%以下の牛

イ　寄生虫

新ひだか町で3頭について実施（7月）。消化管内線虫卵及び条虫卵が検出され、コクシジウムオーシスト及び吸虫卵は検出されなかった。問題となる虫卵数ではなく、コントロールできていると推察。

ウ　呼吸器病ウイルス

新ひだか町では、入牧前のワクチン接種により入牧時には抗体を獲得しており、退牧時まで概ね抗体を保有していた。放牧期間中に各ウイルスの流行を示唆する抗体価の上昇はなかった。

牧野名		新ひだか町静内牧野					
接種呼吸器病ワクチン		6種混合不活化			6種混合生		
検査頭数		9頭			8頭		
採材月		5月	6月	10月	5月	6月	10月
ウイルス抗体価（GM値）	IBR	128	69	21	9	6	3
	PI-3	75	55	15	15	12	5
	RS	276	110	41	70	38	25
	BVD1	1195	376	304	166	197	128
	BVD2	948	406	256	235	279	362

※6種混合生ワクチン　　：IBR、PI-3、RS、BVD1、BVD2、Ad7
6種混合不活化ワクチン：IBR、PI-3、RS、BVD1、BVD2、Ad7

※※ IBR（牛伝染性鼻気管炎ウイルス）
PI-3（牛パラインフルエンザウイルス3型）
RS　（牛RSウイルス）
BVD1（牛ウイルス性下痢ウイルス1型）
BVD2（牛ウイルス性下痢ウイルス2型）
Ad7　（牛アデノウイルス7型）

(2) 広報紙等による情報提供

予防事業の実施計画、馬鼻肺炎発生状況、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生が危惧される疾病に関する注意喚起等の周知を目的に、日高家畜衛生防疫推進協議会との連名で関係機関・団体に広報紙「ひだか～家畜の衛生と防疫～」を送付した。

号数・発出年月	主　な　内　容
第121号 (令和7年6月発行)	・令和7年繁殖シーズン馬鼻肺炎発生状況 ・国内における馬インフルエンザの発生について ・海外における口蹄疫の発生状況 ・国内における高病原性鳥インフルエンザ・豚熱の発生状況 ・道内・管内における伝染病発生状況 ・家畜伝染病予防法第5条に基づく牛ヨーネ病検査について ・ランピースキン病の対策について ・暑熱対策について ・生乳・畜肉への抗菌性物質・注射針残留事故防止対策 ・令和7年度牛ヨーネ病自主検査日程 ・病性鑑定材料の採材方法
第122号 (令和8年2月発行)	・令和8年繁殖シーズン馬鼻肺炎発生状況 ・国外におけるアフリカ豚熱の発生状況 ・国内における高病原性鳥インフルエンザ・豚熱の発生状況 ・家畜伝染病予防法第5条に基づく牛ヨーネ病検査 ・ランピースキン病について ・ロドコッカス・エクイ感染症の対策について ・暑熱対策 ・防疫演習の開催 ・定期報告の提出について ・道内・管内における伝染病発生状況

また、ホームページにて最新の馬鼻肺炎の発生状況、管内の伝染病発生状況、ヨーネ病自主検査日程等を掲載し、畜産関係者に情報提供を行った。

(3) 安全指導

令和7年度は、管内で畜産物（生乳及び畜肉等）への抗菌性物質等の残留事故の発生はなかった。全道では、生乳のストレージ廃棄が4件発生し、計303.8トンの生乳が廃棄された。

全道及び日高管内の抗菌性物質等残留事故発生状況

年度		R3	R4	R5	R6	R7
生乳 (件数)	全道	38	38	60	52	32
	日高	1	1	1	1	0
廃棄乳量 (トン)	全道	401.2	1,218.0	989	601.9	613.1
畜肉 (件数)	全道	2	6	2	2	0
	日高	0	1	0	0	0

（全道：R7.12.31現在、日高管内：R8.2.28現在）

(4) 動物薬事

ア　動物用医薬品販売業、動物用管理医療機器販売業の許可状況等

区　　分		店舗数 (R8.2.28現在)	廃　止	新　規	許可更新	変更届出
特例店舗販売業	農　協	12				7
	その他	5	1			
高度管理医療機器販売業		0				
管理医療機器販売業		1				
合　計		18	1			7

イ　動物用医薬品販売業立入検査（実施年月日：令和7年11月27日）
特例店舗販売業　3町 4店舗、管理医療機器販売業　1町1店舗

ウ　動物用医薬品等に関する講習会の開催
令和8年3月24日開催予定

【注意事項】

○　動物用医薬品販売業の**許可期間は6年**です。
更新申請は、許可の有効期限が切れる約1カ月半前、指定品目追加等の申請は、販売開始を希望する約1カ月前までに、当所に御連絡ください。

○ 次の事項に**変更がある場合は事前に届出**が必要です。
- 店舗の名称
- 相談に応ずる電話番号とその連絡先
- 特定販売*の開始又は終止
- 特定販売を実施している店舗は、①特定販売に使用する通信手段、②特定販売する医薬品の広告に、申請書に記載した店舗の名称と異なる表示をする場合の名称、③特定販売を行う医薬品をインターネット広告する場合の主たるホームページアドレス

＊特定販売（店舗以外の場所にいる者に対し医薬品を販売すること。ちらし・カタログ・電話・FAX等で広告し、電話・FAX・メール等で注文を受け商品を配送・郵送する販売形態。広域に行う場合は店舗販売業の許可が必要。）

○ 次の事項に**変更があった場合は30日以内に届出**が必要です。
- 申請者の氏名または名称及び住所
- 法人においては代表取締役又は薬事に関する業務に責任を有する役員
- 店舗の構造設備の主要部分

○ **店舗を移転する場合**、許可は継承されませんので、**廃止届と新規許可申請**が必要です。また、店舗内で**販売場所を大幅に変更**（階の変更など）**する場合**も、許可が継承されないことがありますので、**事前に当所に照会**してください。

(5) 獣医事

ア　飼育動物診療施設届出状況

(R8.2.28 現在)

区　分		開設件数
令和 7 年度		115
	新規（開設）	5
	廃止	2
	再開	7
	休止	0

イ　飼育動物診療年報の集計

(R8.2.28 現在)

区分	対象診療施設数	報告数
産業動物	87	38
愛玩動物	8	2
産業動物及び 愛玩動物	3	1
計	98	41

ウ　飼育動物診療施設への立入検査（実施年月日　令和 7 年 12 月 9 日）
小動物診療施設　　1 施設
産業動物診療施設　3 施設

【注意事項】

○ 診療施設を開設した場合（往診診療を含む）は、開設日から 10 日以内に届出が必要です。

○ 当該診療施設を休止、廃止又は届出事項を変更した場合も、変更から 10 日以内に届出が必要です。
※例：診療の業務を行う獣医師の氏名の変更、Ｘ線装置を備えた時、Ｘ線装置を変更した時など

○ 診療施設の開設者の変更、全面的な改築、開設場所の変更（移設）があった場合は、旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出が必要です。

3　病性鑑定実施状況

(1) 月毎の検定目的及び検定頭数(R8.2.28現在)

（単位：検定頭数）

畜種	検定目的	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
乳用牛	死亡原因				1			1				2	4
	下痢原因	2		1	1	5	1	1		2			13
	呼吸器病原因						1	6		4			11
	疾病原因	1	1	7	42	11	6	4	5	3	1		81
	乳房炎原因			1			1	2		1	1	2	8
	牛伝染性リンパ腫（発症疑い）	1	1		3		1		1			1	8
	その他									2			2
	牛伝染性リンパ腫（健康検査）							1				2	3
	バルク乳検査	30	40	31	31	30	39	30	31	30	30	30	352
	その他健康検査	250	51	2		17		1	19	41	1		382
	小計	284	93	42	78	63	49	46	56	83	33	37	864
肉用牛	死亡原因	1		1	1	1	1	1	1	2	2	2	13
	流産・異常産原因					1					2		3
	呼吸器病原因	1	1	2	1	10	3	5	3	6	2	2	36
	下痢原因	4	7	2	1	2	9	2	8	1	3	3	42
	疾病原因	2	1	1		1	10	4	3	1	4	1	28
	生殖器感染症									2			2
	牛伝染性リンパ腫（発症疑い）	8	12	7	11	4	8	10	7	3	5	15	90
	その他		1							1			2
	ヨーネ病（市場）	192	111	188	134	148	113	194	126	140	190	157	1,693
	牛伝染性リンパ腫（健康検査）			1				2			1		4
	種畜・種畜候補		1	4					2	2	2		11
	その他健康検査	6	16	30	17	37	17	20	22	18	15	11	209
	小計	214	150	236	165	204	161	238	172	176	226	191	2,133
馬	死亡原因	12	5	12	8		1	1		2	1	4	46
	流産原因	29	4		2	3	13	26	24	40	43	50	234
	生後直死原因	18	8	1							3	18	48
	呼吸器病原因	39	29	19	13	4	9	2	2	1		2	120
	下痢原因	4	10	4	3	5	6	3	9	5	1	1	51
	疾病原因	18	17	19	18	19	11	10	9	14	7	14	156
	生殖器感染症	13	18	4			1		3	29	8	10	86
	乳房炎原因										1		1
	その他	3									23		26
	馬鼻肺炎CF（上がり馬）	1			1		1	5	7	5		7	27
	種畜・種畜候補	4	4	7	55	107	51		2	9	17	9	265
	寄生虫卵検査	258	235	177	283	94	307	321	263	178	166	218	2,500
	その他健康検査		5		10	1			1			4	21
	小計	399	335	243	393	233	400	368	320	283	270	337	3,581
豚	健康検査			4									4
	小計	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
めん羊	健康検査			1	2								3
	小計	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
山羊	死亡原因	2		1		2					1		6
	流産原因										1		1
	下痢原因						1						1
	疾病原因							2					2
	小計	2	0	1	0	2	1	2	0	0	2	0	10
合計		899	578	527	638	502	611	654	548	542	531	565	6,595

(2) 主な検定成績（畜種別）(R8.2.28現在)

乳用牛

死亡原因

・化膿性気管支肺炎	1	頭

疾病原因

・T細胞性リンパ腫	1	頭

肉用牛

死亡原因

・化膿性脳室炎・脳室周囲炎	1	頭
・牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症	2	頭
・腹膜炎	1	頭

疾病原因

・腎盂腎炎、膀胱炎、結石症、膀胱穿孔	2	頭
・髄膜瘤	1	頭

流産原因

・胎盤炎	1	頭

山羊

死亡原因

・第一胃及び右腹壁裂孔	1	頭
・第四胃穿孔、*Bibersteinia trehalosi*による化膿性気管支胸膜肺炎	1	頭
・第一胃鼓腸症	2	頭

馬

死亡原因

・ロドコッカス・エクイ感染症	20	頭
・ティザー病	1	頭
・アクチノバチルス・エクーリ症	1	頭
・ニューモシスチス肺炎	1	頭
・胃穿孔、馬ロタウイルス感染症	1	頭
・胃穿孔による腹膜炎	1	頭
・胃穿孔、椎体膿瘍	1	頭
・回虫症、胃穿孔、腹膜炎	1	頭
・壊死性腸炎	1	頭
・間質性腎炎	1	頭
・腎盂腎炎、膀胱炎、結石症	1	頭
・腸重積	1	頭
・腸重積、胃穿孔	1	頭
・腸穿孔、腹膜炎	1	頭
・臍帯炎	1	頭

疾病原因

・ロドコッカス・エクイ感染症	2	頭
・化膿性腱炎・腱鞘炎	1	頭
・結腸穿孔による腹膜炎	1	頭
・条虫症	1	頭

流産原因

・馬鼻肺炎	23	頭
・化膿性胎盤炎	1	頭
・壊死性化膿性胎盤炎	3	頭
・真菌性壊死性胎盤炎	1	頭
・真菌性胎盤炎	1	頭
・循環障害（臍帯の捻転）	31	頭
・循環障害（臍帯の絞扼）	4	頭
・循環障害	16	頭
・双胎及び循環障害（臍帯の捻転）	1	頭
・双胎	4	頭
・脊椎湾曲症	1	頭
・先天性横隔膜ヘルニア	2	頭
・肋骨骨折	1	頭

生後直死原因

・馬鼻肺炎	1	頭
・アクチノバチルス･エクーリ症	3	頭
・胸膜炎	1	頭
・壊死性化膿性胎盤炎	1	頭
・鎖肛	1	頭
・脊椎湾曲症	1	頭
・肋骨骨折	1	頭

II　令和８年度家畜衛生対策事業計画

1　予防課所管事業

(1) 牛のヨーネ病対策

ア　定期検査（家伝法第５条、全国的サーベイランス）

配布資料「日高管内家畜伝染病予防法第５条検査計画（令和５～９年度）」のとおり５年間で管内を一巡する計画で実施。

対象牛　24か月齢以上の搾乳牛（対策農場を除く）

24か月齢以上の肉用繁殖牛（対策農場を除く）

実施地域　平取町

実施時期　具体的な日程は、実施する町及び関係機関と協議します。

（参考）令和３年度の実施状況

実施地域	採材日数	時期
平取町	8	10/13-11/11

イ　ヨーネ病発生農場対策（家伝法第 51 条、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領）

ヨーネ病が発生した農場について、地域の関係機関の協力を得て定期的な同居牛検査による患畜の摘発、ハイリスク牛の自主的なとう汰の推進、衛生管理に関する助言・指導、牛舎の清掃・消毒等を実施する。

また、関係機関・ヨーネ病非発生農場向けの注意喚起パンフレットを作成したのでご活用いただきたい（配布資料参照）。

対策実施農場　６町35戸（R8.2.28現在）

同居牛検査対象　６か月齢以上の搾乳牛、６か月齢以上の肉用繁殖雌牛、種雄牛

(2) 牛のブルセラ症及び結核

牛のブルセラ症及び結核は、牛の生産性を低下させる感染症であり、人にも感染し公衆衛生上も重要な疾病である。家伝法第５条に基づく定期検査により国内の清浄化が達成され、令和３年度からは清浄性維持サーベイランスを実施。

ア　清浄性維持サーベイランス（家伝法第 5 条、全国的サーベイランス、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領）

（ア）能動的サーベイランス（ブルセラ症及び結核）

対象　輸入牛

（イ）流死産サーベイランス（ブルセラ症）

対象　流産または死産した母牛

(3) 輸入家畜の着地検査（輸移入家畜の着地検査実施要領）

ア　実施体制及び着地検査期間

輸入者は、あらかじめ次年度 1 年間の「家畜の導入計画」（配布資料参照）について、前年度の 3 月末までに当所まで提出し、着地検査の実施及び飼養管理等に関する指導を受ける。

着地検査期間は着地検査実施場所に家畜が到着してから原則 3 か月間（海外遠征馬については原則 3 週間）

精密検査

輸入牛　ヨーネ病

輸入馬　馬伝染性貧血、馬パラチフス、馬ウイルス性動脈炎、
馬インフルエンザ

輸入豚　豚熱、オーエスキー病

(4) 移入家畜の着地検査（輸移入家畜の着地検査実施要領）

ア　実施体制及び着地検査期間

移入者は、あらかじめ次年度 1 年間の「家畜の導入計画」（配布資料参照）について、前年度の 3 月末までに当所まで提出し、着地検査の実施及び飼養管理等に関する指導を受ける。

移入者は、家畜が到着する 2 週間前までに「移入家畜導入計画書」（配布資料参照）を当所に提出する。

種雄牛または繁殖牛を移入しようとする者は、導入元に対し非発生農場証明書またはヨーネ用検査陰性証明書の添付を求めること。

精密検査

移入牛　ヨーネ病（非発生農場証明書またはヨーネ用検査陰性証明書の添付がない場合）

(5) 馬の伝染病防疫

ア　馬鼻肺炎

日高家畜衛生防疫推進協議会の「馬鼻肺炎ウイルス流産防疫要領」に基づき、流産及び生後直死（出生日＋3日以内に死亡）した子馬の死体について検査を実施し、発生農場に対し担当獣医師とともに15日以上の移動自粛要請及び現地衛生管理指導を実施。

上がり馬の検査方法をCF検査（抗体検査）からPCR検査（遺伝子検査）に変更。詳細は別添資料のとおり。

イ　馬伝染性子宮炎

本病については繁殖馬の全頭検査など清浄化への取り組みを続けた結果、平成17年を最後に発生がなく平成22年には国内清浄化が確認された。このため、平成23年度からは繁殖馬の全頭一斉検査を取りやめ、日高家畜衛生防疫推進協議会の「馬伝染性子宮炎侵入防止・まん延防止対策事業」に基づき高リスク群に的を絞った新たな監視サーベイランスを実施している。令和5年度以降は検査対象に乳母を追加して実施。

馬伝染性子宮炎PCR検査対象馬

- 国内繁殖初供用牝馬
  国内で初めて供用する牝馬及び輸入繁殖牝馬
- 有症状繁殖牝馬
  臨床上異常のある馬、不妊馬など有症状繁殖馬
- 乳母
  母馬の事故等でその子馬と親子関係を築いた乳母
- 種牡馬（検査費用助成対象外）
  7月（種付け供用後）及び12月（種付け供用前）実施

ウ　馬パラチフス

本病による流産については日高管内では平成 20 年繁殖シーズンの 2 戸 8 頭が最終発生。

十勝管内において令和 3 年 12 月から令和 4 年 2 月に帯広市で 1 戸 12 頭（農用馬）、令和 4 年 1 月から 4 月に豊頃町で 1 戸 4 頭、令和 4 年 10 月及び 11 月に足寄町で 1 戸 2 頭の発生があった。

当所では、管内の関係機関あて情報提供及び注意喚起を実施するとともに、市場出荷条件等で依頼があれば本病の抗体検査を実施する（病性鑑定対応）。

(6) 豚の伝染病防疫

ア　浸潤状況確認検査

対象疾病

豚熱（北海道における豚熱及びアフリカ豚熱の清浄性維持のための対策に関する要領）

オーエスキー病（北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領）

対象農場　日高町 1 戸 15 頭を予定

イ　飼養衛生管理の自己点検

対象　管内豚飼養農場

内容　2 月、5 月、8 月、11 月に飼養衛生管理基準のうち特に重要な 7 項目について自己点検を実施しその結果の報告を求める。

(7) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの防疫

ア　定点モニタリング（家伝法第 51 条）

対象農場　家きん 100 羽以上を飼養する新冠町 1 戸を予定

対象家きん　鶏（6 週齢以上）10 羽（6 月～9 月まで毎月 1 回）

イ　飼養衛生管理の自己点検

対象　家きん 100 羽以上を飼養する 3 町 3 戸

内容　10 月～5 月に飼養衛生管理基準のうち特に重要な 7 項目について自己点検を実施しその結果の報告を求める。

(8) 蜜蜂の腐蛆病検査（家伝法第5条）

対象　管内全蜂群

(9) 飼養衛生管理基準（家伝法第12条の3）

ア　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

家伝法第12条の3に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守状況を確認するため、定期報告の内容を踏まえ、立入検査を実施する。

牛　家伝法第5条に基づく定期検査に併せて実施

豚　管内全豚飼養農場について年1回以上実施

家きん　家きん(100羽以上）飼養農場について年1回以上実施

イ　家畜の飼養衛生管理状況等に関する定期報告（家伝法第12条の4）

家畜の飼養状況等の定期報告について、町、農協、自衛防疫組合等と連携し、回収、集計する。

提出期限

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：令和8年4月15日

鶏等の家きん：令和8年6月15日

報告内容

令和8年2月1日時点の飼養頭羽数、飼養衛生管理基準の遵守状況等

(10) 伝達性海綿状脳症の防疫

ア　死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査（家伝法第5条）

令和6年4月1日から死亡牛のBSE検査対象が変更済。

検査対象　特定症状があった牛、起立不能等を起こす疾患であった牛。

また、牛の所有者は10桁の個体識別番号の入った耳標を牛に装着し、移動履歴等の情報管理に努めなくてはなりません（牛海綿状脳症対策特別措置法第8条）。耳標の脱落及び非装着は、個体確認が著しく困難となり、円滑な検査の妨げになり

ます。牛の所有者へ、確実に耳標を装着するよう指導願います。

イ　めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症

（伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル）

対象　病性鑑定を依頼された18か月齢以上で死亡又はとう汰されためん山羊

2　指導課所管事業

(1) 放牧衛生対策事業

公共牧場入牧牛の損耗防止を図るため「牧野衛生指針」に基づき、入牧前の適正なワクチン接種指導のほか、放牧期間における臨床検査や小型ピロプラズマ病の細密検査、栄養状態確認等を定期的に実施する。

定期的に衛生検査を行う牧場：新ひだか町静内団地、様似町東平宇牧野、えりも町東洋牧野

(2) 広報紙等による情報提供

日高家畜衛生防疫推進協議会と連携し、広報紙「ひだか～家畜の衛生と防疫～」を定期的に発行する。

また、ホームページに家畜衛生に関する情報を掲載し、家畜飼養者、畜産関係者への速やかな情報提供に努め、的確かつ効果的な衛生対策の推進を図る。

(3) 安全指導

生乳や畜肉への抗菌性物質等の動物用医薬品の残留及び畜肉中への注射針等の残留を防止するため、対策の普及、啓発を図るとともに、残留事故発生時は、農場及び関係機関に対し、現地調査を行い、再発防止対策を指導する。

(4) 動物薬事

振興局農務課と連携し、医薬品医療機器等法等の関係法令に基づき、動物用医薬品及び医療機器販売業者並びに診療施設開設者に対し、適正な販売・使用を指導する。

ア　動物用医薬品及び医療機器販売業者の許可等の事務

イ　動物用医薬品及び医療機器販売業者への立入検査（監視指導）

医薬品医療機器等法第69条に基づき、構造設備、帳簿等書類及び保管状況を確認するとともに、関係者の聞き取りを行う（3年で管内一巡）。

飼育動物診療施設の立入検査を行い、動物用医薬品等の適正な管理及び使用について啓発・指導する。

ウ　動物用医薬品等に関する講習会の開催

要講習医薬品を指定品目としている特例店舗販売業における販売実務担当者を対象に、年１回以上、講習会を開催する。

(5) 獣医事

振興局農務課と連携し、診療施設開設者及び獣医師に対し、獣医師法及び獣医療法を踏まえた適正な獣医療の提供を指導する。

ア　飼育動物診療施設への立入検査（監視指導）

イ　獣医事に係る照会への対応